

ベネッセこども基金 MeetUp

2021/12/06

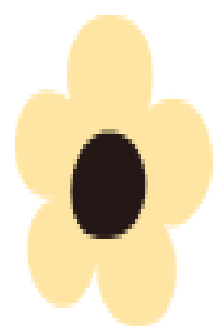
社会的養護とその背景にある「児童虐待」
そして市民の役割を考える



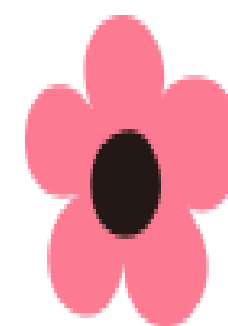
児童養護施設 子供の家 早川悟司



児童養護施設 子供の家



私たち子供の家は、かかわるすべての子どもの権利を確保し
最善の利益を追求するとともに、地域・社会から信頼される実践を重ねます。



施設概要

設置主体 所在地	社会福祉法人 子供の家 東京都清瀬市松山3-12-17
定員	入所48名～ 本園30名 グループホーム(国型)6名×3ホーム 社会的養護自立支援事業利用者8名 ショートステイ6名(清瀬市・東久留米市・豊島区)
対象年齢	1歳～22歳(入所)
併設事業所	あすなろ荘(自立援助ホーム) ゆずりは(アフターケア相談所)
形態	小規模グループケア×4 グループホーム×4 ステップハウス ステップルーム ※「そだち」のシェア・ステーション(仮称)準備中

職員

施設長 (1) ケアスタッフ (51) 家庭支援専門相談員 (2)

個別対応職員 (1) 事務 (3) 心理士 (3) 栄養士 (1)

S. S支援員(1) 自立支援コーディネーター(1)

キャリアサポーター(1) グループホーム支援員 (3)

里親支援専門相談員 (1) 育児指導機能強化職員 (1)

看護師 (2) 自立支援担当職員(3.5) 嘱託医師 (3)

スーパーバイザー (2)

本園生活棟 中央の通り





ダイニング



子どもの部屋

庭の遊具



本園生活棟

I 社会的養護とは・・・

① 国による定義

- **社会的養護は、子どもを守るべき保護者が子どもを守ることが難しい状況になったときに、子どもを公の責任の下で保護する仕組み**
- **措置制度により、都道府県の事業として行われている。また、財源は措置費（国庫負担2分の1）となっている。**

（社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会）

<予算> 児童入所施設措置費等 約1,356億円（2021年度）

I 社会的養護とは・・・

② 類型と児童数

種別	施設等数	入所・委託児童数
①児童養護施設	605か所	25,282人
②里親	4245世帯	5,424人
③乳児院	140か所	2,706人
④ファミリーホーム	347か所	1,434人
⑤児童自立支援施設	58か所	1,309人
⑥児童心理治療施設	46か所	1,280人
⑦母子生活支援施設※	227か所	6,346人
⑧自立援助ホーム※	154か所	573人
①～⑥計		37,435人
①～⑧計		44,354人

厚生労働省「社会的養護の推進に向けて」
(2019年)

I 社会的養護とは・・・

③「日本は施設が多い」はウソ!?

国名	総人口 (人)	社会的養護総数 (人:人口比)	里親等 (人)	施設等 (人)
日本	12,706万	39,672 (0.03%)	5,629	34,043
イギリス	6,180万	65,520 (0.11%)	48,530	5,890
ドイツ	8,175万	148,065 (0.18%)	61,894	65,367
アメリカ	32,010万	384,951 (0.12%)	301,867	83,084

日本 : 厚生労働省(2014)

イギリス: Department for Education(2011)

ドイツ : Statistisches Bundesamt, Wiesbaden「Children and youth welfare in Germany Educational assistance Outside the parents'home」(2012)

アメリカ: Adoption and Foster Care Analysis and Reporting System (AFCARS) FY (2009)

Ⅱ 社会的養護の背景

① 増える「虐待相談件数」

年度	通告件数	前年度比
1998	6,932	29.5%増
2000	17,725	52.4%増
2013	73,765	10.6%増
2014	88,931	20.6%増
2015	103,260	16.1%増
2016	122,578	18.7%増
2017	133,778	9.1%増
2018	159,850	19.5%増
2019	193,780	21.2%増
2020	205,029	5.8%増

- ・児童の虐待の防止等に関する法律（2000年施行）を契機
- ・三桁化（189）による一層の増加

Ⅱ 社会的養護の背景

② 虐待相談の類型

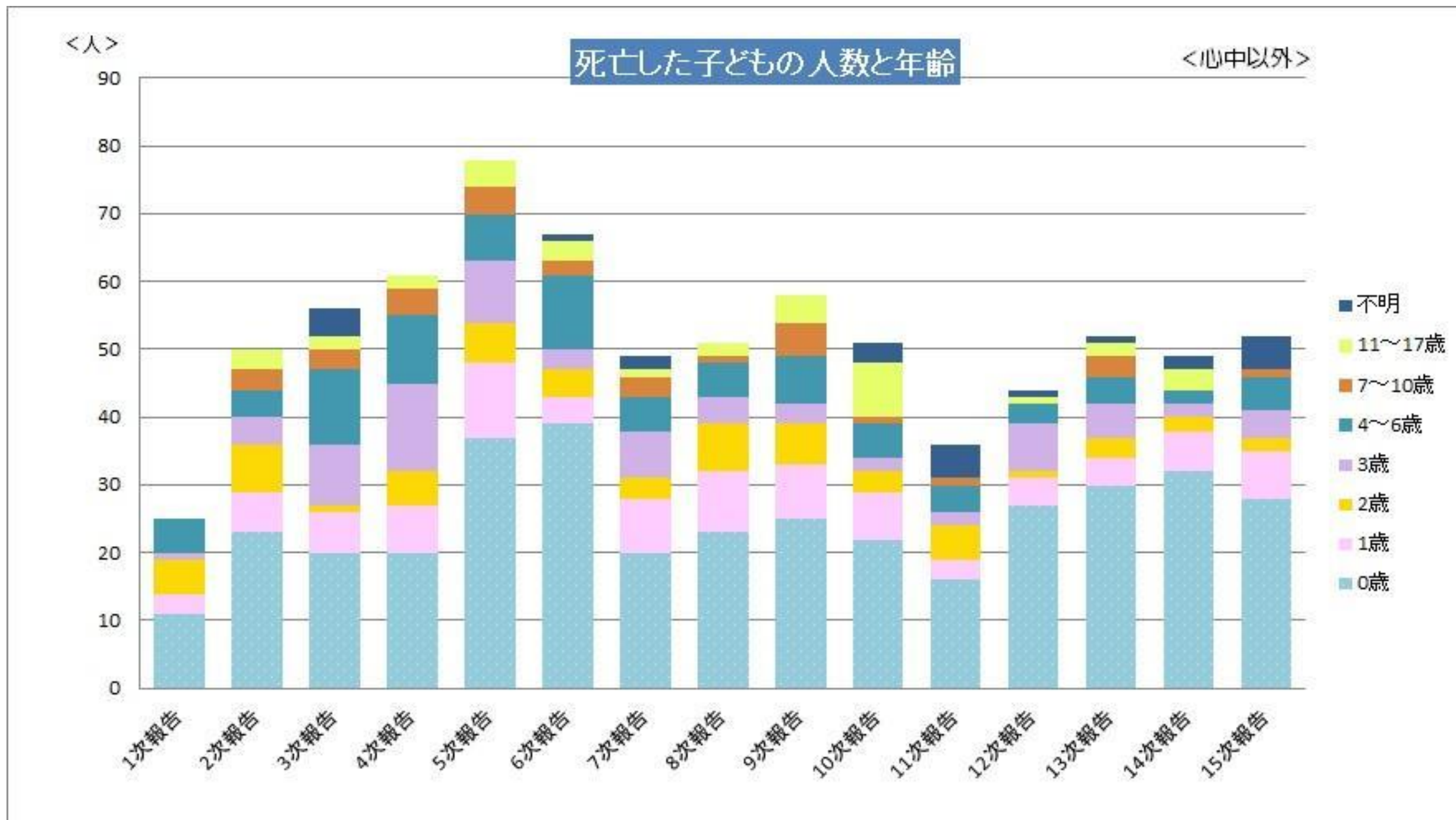
類型	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	総数
件数 (割合)	50,033 (24.4%)	2,251 (1.1%)	31,420 (15.3%)	121,325 (59.2%)	205,029 (100.0%)

- ・ 面前DVによる警察からの身柄付き通告が急増し、心理的虐待が突出



Ⅱ 社会的養護の背景

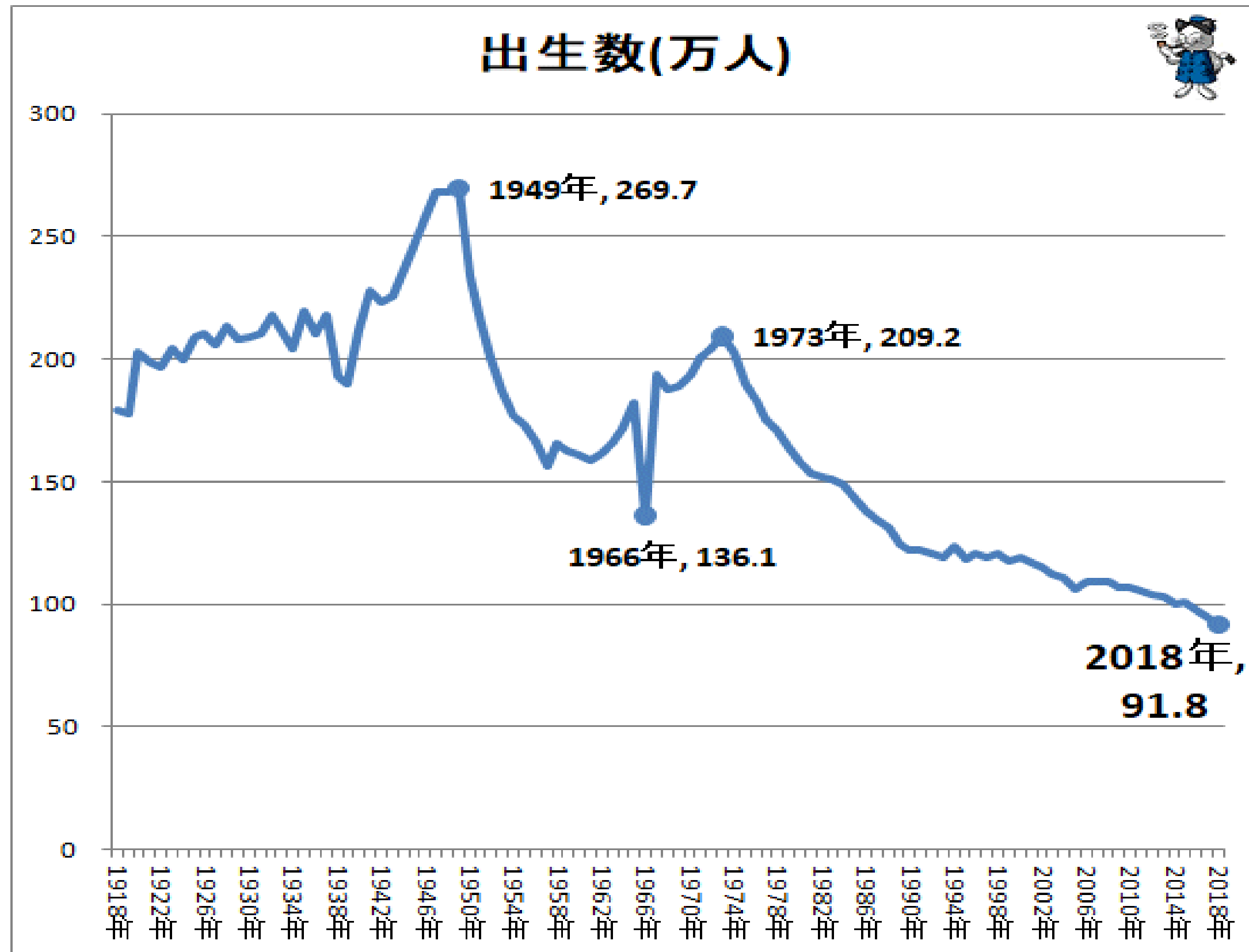
③ 虐待による子どもの死



1次報告	2次報告	3次報告	4次報告	5次報告	6次報告	7次報告	8次報告	9次報告	10次報告	11次報告	12次報告	13次報告	14次報告	15次報告
平成15.7~	平成16.1~	平成17.1~	平成18.1~	平成19.1~	平成20.4~	平成21.4~	平成22.4~	平成23.4~	平成24.4~	平成25.4~	平成26.4~	平成27.4~	平成28.4~	平成29.4~
平成15.12	平成16.12	平成17.12	平成18.12	平成20.3	平成21.3	平成22.3	平成23.3	平成24.3	平成25.3	平成26.3	平成27.3	平成28.3	平成29.3	平成30.3

Ⅱ 社会的養護の背景

④ 出生数の推移



Ⅱ 社会的養護の背景

⑤ 家庭の状況(厚労省2018年2月)

(厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果」2013年)

	総数	実父母有	実父のみ	実母のみ	実父養母	養父実母	養父養母	養父のみ	養母のみ	不詳
児童養護	25,223	6,636	2,777	12,227	606	2,624	54	89	75	135
	100%	26.3%	11.0%	48.5%	2.4%	10.4%	0.2%	0.4%	0.3%	0.5%
乳児院	2,959	1,561	79	1,240	—	75	3	—	—	1
	100%	52.8%	2.7%	41.9%	—	2.5%	0.1%	—	—	0.1%
里親	4,222	851	398	2,651	59	228	4	18	5	8
	100%	20.2%	9.4%	62.8%	1.4%	5.4%	0.1%	0.4%	0.1%	0.2%
自立支援	1,348	325	132	656	38	178	4	6	7	2
	100%	24.1%	9.8%	48.7%	2.8%	13.2%	0.3%	0.4%	0.6%	0.1%
心理治療	1,268	276	109	601	41	219	6	9	7	—
	100%	21.8%	8.6%	47.4%	3.2%	17.3%	0.5%	0.7%	0.6%	—
ファミリーホーム	704	180	68	357	18	75	3	—	2	1
	100%	25.6%	9.7%	50.7%	2.6%	10.7%	0.4%	—	0.4%	0.4%
自立援助ホーム	565	130	70	230	26	105	1	2	—	1
	100%	23.0%	12.4%	40.7%	4.6%	18.6%	0.2%	0.4%	—	0.2%

Ⅱ 社会的養護の背景

⑥ 入所・委託児童等が受けた虐待(厚労省2018年2月)

	総数	虐待あり	虐待経験の種類(複数回答)				虐待なし	不明
			身体	性	ネグレクト	心理		
児童養護	27,026	17,716	7,274	796	11,169	4,753	8,123	1,069
	100.0%	59.5%	41.1%	4.5%	63.0%	26.8%	30.1%	4.0%
里親	5,382	2,069	629	62	1,361	390	3,028	265
	100.0%	38.4%	30.4%	3.0%	65.8%	18.8%	56.3%	4.9%
乳児院	3,023	1,235	357	2	816	202	1,751	32
	100.0%	40.9%	28.9%	0.2%	66.1%	16.4%	57.9%	1.1%
自立支援	1,488	934	604	55	465	330	436	72
	100.0%	64.5%	64.7%	5.9%	49.8%	35.3%	30.1%	5.0%
心理治療	1,367	1,068	714	96	516	505	249	46
	100.0%	78.1%	66.9%	9.0%	48.3%	47.3%	18.2%	3.4%
ファミリーホーム	1,513	802	365	60	500	289	576	123
	100.0%	53.0%	45.5%	7.5%	62.3%	36.0%	38.1%	8.1%
自立援助ホーム	616	441	238	48	241	243	125	48
	100.0%	53.0%	71.6%	10.9%	54.6%	55.1%	20.3%	7.8%

Ⅱ 社会的養護の背景

⑦ 女性の貧困

- ・ **離婚による母子家庭**
 - 養育費支払24.3% (平均43,707円) 8割就業**
 - 平均年収200万円 (非正規133万円)**
 - 生活保護受給率 1割 (父子家庭も同様)**
 - ⇒ cf.生活保護補足率：2割 利用率:1.6%
 - 貧困率58% (有業ひとり親) (OECD 30国中最低)**
- ・ **児童扶養手当**
 - 厳しい所得制限 (養育費 8割換算)**
 - 基準額：月42,330円**
 - 増額分：第二子10,000円**
 - 第三子以降 1人につき6,000円**

Ⅱ 社会的養護の背景

⑧ 児童扶養手当(月額)

年収／子の人数	1人	2人	3人
87万円	42,910円(全額)	53,050円(全額)	59,130円(全額)
125万円	34,190円	53,050円(全額)	59,130円(全額)
163万円	25,480円	42,980円	59,130円(全額)
201万円	16,770円	32,920円	48,250円
222万円	11,950円	27,360円	42,240円
239万円	0円	22,870円	37,380円
260万円	0円	17,300円	31,370円
298万円	0円	0円	20,510円

出典:「シングルマザーのリアルなブログ。」

Ⅱ 社会的養護の背景

⑨ 国連「児童の代替的養護に関する指針」

3. 「家族への支援」

家族は社会の基本的集団であると同時に、児童の成長、福祉及び保護にとって自然な環境であるため、**第一に、児童が両親（又は場合に応じてその他の近親者）の養護下で生活できるようにし、又はかかる養護下に戻れるようにすることを目指して活動すべきである。**

国は、家族がその養護機能に対する様々な形態の支援を受けられるよう保障すべきである。

Ⅱ 社会的養護の背景

⑩「児童虐待」の捉え直し

- 家庭で何らかの虐待を受けたとされる児童が大半
- 保護者の状況は、「単親」「低学歴」「低所得」に加え「社会的孤立」が特徴
 - ⇒ **必要なのは親への非難でなく、分離前からの肯定的注目と支援！！**
 - ⇒ **「児童虐待」は親や特定の個人の問題ではなく、社会の問題**
 - ⇒ **三つの柱（家庭・学校・地域）の尊重**

Ⅲ 児童養護施設等の新たな役割

①「サポート(支援)」から「シェア(共有)」へ

- ・「産んだら育てて当たり前」という母親への自己責任論から
⇒「産み育てる」ことへの賞賛・見守り・共有
- ・「施設か里親か」という大人中心主義から
⇒子ども自身を地域生活の主体者として尊重
⇒施設は小規模分散化しつつ行政・学校・里親と連携
- ・「子育て支援」から「育ちのシェア」へ
⇒市民として・企業や団体としてできること
⇒子ども・保護者・障害者・高齢者・外国籍者も皆、
孤立をなくすための地域資源

Ⅲ 児童養護施設等の新たな役割

②「そだち」のシェア・ステーション開設に向けて

<目的>

- ① 子ども・子育て家庭のエンパワーメントと孤立防止
- ② 地域住民の主体的参加によるコミュニティの再創生
- ③ 社会的養護の将来像の提示
(子どもの主体的地域生活の保障)

<基本活動> ※清瀬市・日本財団との三者協定により実施

- ① 清瀬市・東久留米市・豊島区のショートステイ・トワイライトステイ
- ② 放課後児童・不登校児童等の居場所・生活支援
- ③ 学習支援
- ④ 食事提供
- ⑤ 保護者等への養育相談

Ⅲ 児童養護施設等の新たな役割

②「そだち」のシェア・ステーション開設に向けて

＜付帯活動＞※基本活動を確立した上で検討・実施

① 交流プログラム

スタッフやボランティア等により、子ども向け・親等向けそれぞれにメニューを用意。(遊び、音楽、絵画、工作、ヨガ、演劇、料理、野外活動、ペアレントトレーニング、セカンドステップ等)

② プレイパーク

法人構内敷地を利用し、開設。プレイリーダーを養成・配置

③ 訪問活動・機関等連携

コミュニティ・ソーシャルワーカー(仮称)を配置し、家庭への訪問や関係機関との連携を進める

④ ブランチ運営

地域の子ども食堂・居場所等の取組を醸成・支援

⑤ フォスタリング機関

公募に応じ、里親のリクルート・研修・マッチング・委託後の支援を実施

⑥ 人材育成

地域の子ども家庭に関わる人材を関係機関・大学等と協働で養成

2022年2月の開所を目指して準備中



ご清聴ありがとうございました

